

<入札参加者閲覧用>

# 入札のしおり

令和2年10月

印西地区環境整備事業組合

## 目 次

は じ め に	-----	2
入 札 約 款	-----	3
入 札 の 心 得	-----	9

### 様 式

- 入 札 書 (別 記 第 1 号 様 式)
- 委 任 状 (別 記 第 2 号 様 式)
- 誓 約 書 (別 記 第 3 号 様 式)
- 入 札 辞 退 届 (別 記 第 4 号 様 式)

## は　じ　め　に

印西地区環境整備事業組合（以下「当組合」という。）で執行する入札は、公平性と競争性の維持を基本とし、法律や当組合で定めた規定に基づいて行っています。

当組合では、入札に参加される方においても入札手続きについて十分理解したうえで参加いただきたいと考え、この冊子を作成しました。

当組合における入札は、おおむね次のような流れに沿って執行しています。

- ① 誓約書および委任状の受領・内容確認  
↓
- ② 入札辞退の意向確認  
↓
- ③ 入札  
↓
- ④ 開札  
↓
- ⑤ 落札宣言

詳細については当組合で定めた入札約款で、その中でも特に留意いただきたい事項については入札の心得で記載しているので、入札に参加される方はお手数でも一度目を通していただくようお願いします。

# 印西地区環境整備事業組合工事等入札約款

## (趣旨)

第1条 印西地区環境整備事業組合の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び財産の買い入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加資格のある旨の通知を受けた者又は指名に関する通知を受けた者で入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟観の上、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1号様式により明確に記入し、入札者の商号又は名称を表記し、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記第3号様式）を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札において他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者又はその代理人は、入札書を入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## (入札辞退)

第3条 一般競争入札に係る入札参加資格がある旨の通知を受けた者又は指名競争入札に係る指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 一般競争入札に係る入札参加資格がある旨の通知を受けた者又は指名競争入札に係る指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 誓約書を提出しない者がした入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札（免除の場合を除く。）

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに連合であると認められる入札

(9) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者がした入札

(10) 入札書に辞退と記入し入札箱に投入した入札

(11) 入札に際し不正を行った者がした入札

(12) 入札金額内訳書（法令又は当該入札に係る公告若しくは当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

- (13) 入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が異なる入札
- (14) 入札金額が0円の入札
- (15) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者がした入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第9条 工事又は製造その他の請負契約に係る入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 財産の買い入れその他に係る入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（令第167条の10の2第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度の入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下

回らない入札をした者とする。ただし、第6条の規定により無効となる入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の不調)

第12条 開札（再度入札後の開札を含む）の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは入札を不調とする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年条例第12号）の規定により議決を要する仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第14条 入札参加者は、その者が見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に本組合に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の一部又は全部を免除するものとする。

(1) 入札参加者が保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が過去2年間に本組合、国（公團を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前二号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前号に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債権

額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形

手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応する額）

（4）金融機関の保証する小切手

保証する金額

（5）金融機関の保証

保証する金額

（入札保証金の還付等）

第15条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後にこれを還付し、又は契約保証金の納付に充当することができる。

（契約保証金）

第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、第14条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関の保証」とあるのは、「金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

（1）契約の相手方が保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（2）契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（3）契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

（4）契約の相手方が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

（5）物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

（契約保証金の還付）

第17条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続をしなければならない。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(その他)

第19条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

(沿革)	平成 8年 8月 19日	制定施行
	平成 9年 4月 1日	改正施行
	平成 15年 7月 1日	改正施行
	平成 16年 5月 1日	改正施行
	平成 18年 9月 1日	改正施行
	平成 26年 4月 1日	改正施行
	平成 31年 3月 1日	改正施行
	令和 2年 3月 1日	改正施行
	令和 2年 8月 1日	改正施行
	令和 2年 10月 1日	改正施行

# 入札の心得

## 1. 必要書類の準備などについて

(1) 入札書、誓約書および委任状（以下「入札書等」という。）は、必ず本書に掲載された指定様式を使用してください。

なお、一般競争入札案件の執行においては、当組合でウェブサイトに公告文を掲載する際に、必要書類として指定様式を併せて掲載しています。

また、指名競争入札案件の場合は入札書類の配布の際に様式をお渡しします。

(2) 入札書等に記載する工事等の名称および工事等の場所は、一般競争入札案件にあっては公告文、指名競争入札案件にあっては指名通知書に記載された事項を転記してください。

(3) 入札に参加される方が代理人である場合は必ず委任状を作成し、提出してください。

なお、代表者本人が入札に参加される場合は、名刺を提出してください。

(4) 入札に参加される方（委任状に記載のある代理人も含む）は、書類の訂正などを行う場合に備えて、入札に参加される方本人の印鑑を用意してください。

なお、委任状の記載内容については、誤りがあった場合に代理人の印で訂正することができないため、余白に委任者（代表者）の捺印を押印してください。

(5) 入札書は必要事項を記入し押印のうえ、入札者の商号又は名称を記載した封筒に入れて封かんし、入札箱に投入してください。

なお、入札箱に一度投入した入札書の引換、変更または取消はできません。

また、入札書は再度入札がある場合に備え、予備を1部用意しておいてください。

(6) 都合により入札を辞退する際は、入札辞退届に必要事項を記入し押印のうえ、入札日前日までに当組合に直接持参するか郵送（入札日前日必着）してください。

なお、入札日当日に辞退の旨を申し出る際は、入札書投入の際に入札辞退届か「辞退」と明記した入札書を直接当組合入札担当者へ提出してください（入札箱に投入すると入札が無効になります）。

また、公共機関等の遅れなどでやむを得ず入札に参加できなかつた場合であっても、入札辞退届は事後速やかに提出してください。

## 2. 入札書に記載する金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の取引にかかる消費税及び地方消費税の金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額からその金額にかかる消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載してください。

## 3. 無効となる主な入札について

- ・ 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ・ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ・ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- ・ 記名、押印を欠く入札
- ・ 金額を訂正した入札
- ・ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ・ 明らかに連合であると認められる入札
- ・ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した入札

## 4. 落札者の決定について

- (1) 落札者は、最低価格をもって入札した方とします。

なお、工事又は製造に係る入札で最低制限価格を設けている案件での落札者は、入札を行った方のうち予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した方とします。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした方が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き落札者を決定するので、その際は当組合契約担当者の指示に従ってください。

## 5. 再度入札について

- (1) 1回目の開札の結果、入札に参加された方全員の入札が予定価格に達しなかった場合は、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札に参加できる方は、1回目の入札に参加して最低制限価格を下回らない入札をした方です。その際、1回目の入札で入札が無効になった方は、入札会場から直ちに退出いただきます。

(2) 再度入札の実施回数は、原則1回とします。

#### 6. 異議の申立について

入札に参加された方は、入札後に入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として、異議を申し出ることはできません。